千代田区の給与・定員管理等について

1　総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（４年１月１日）	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B／A	(参考) ２年度の人件費率
３年度	67,049 人	63,455,924千円	1,472,945千円	11,273,913千円	17.8 %	15.0 %

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり給与費 B／A	(参考)特別区平均一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
３年度	1,123人	3,711,885千円	1,595,205千円	1,667,105千円	6,974,195千円	6,210 千円	6,563千円

（注）

1　職員手当には、退職手当は含みません。

2　職員数については、令和３年４月１日現在の人数です。また、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含んでいません。

3　給与費については、再任用短時間勤務職員の給与費は含まれておりますが、会計年度任用職員の給与費は含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況

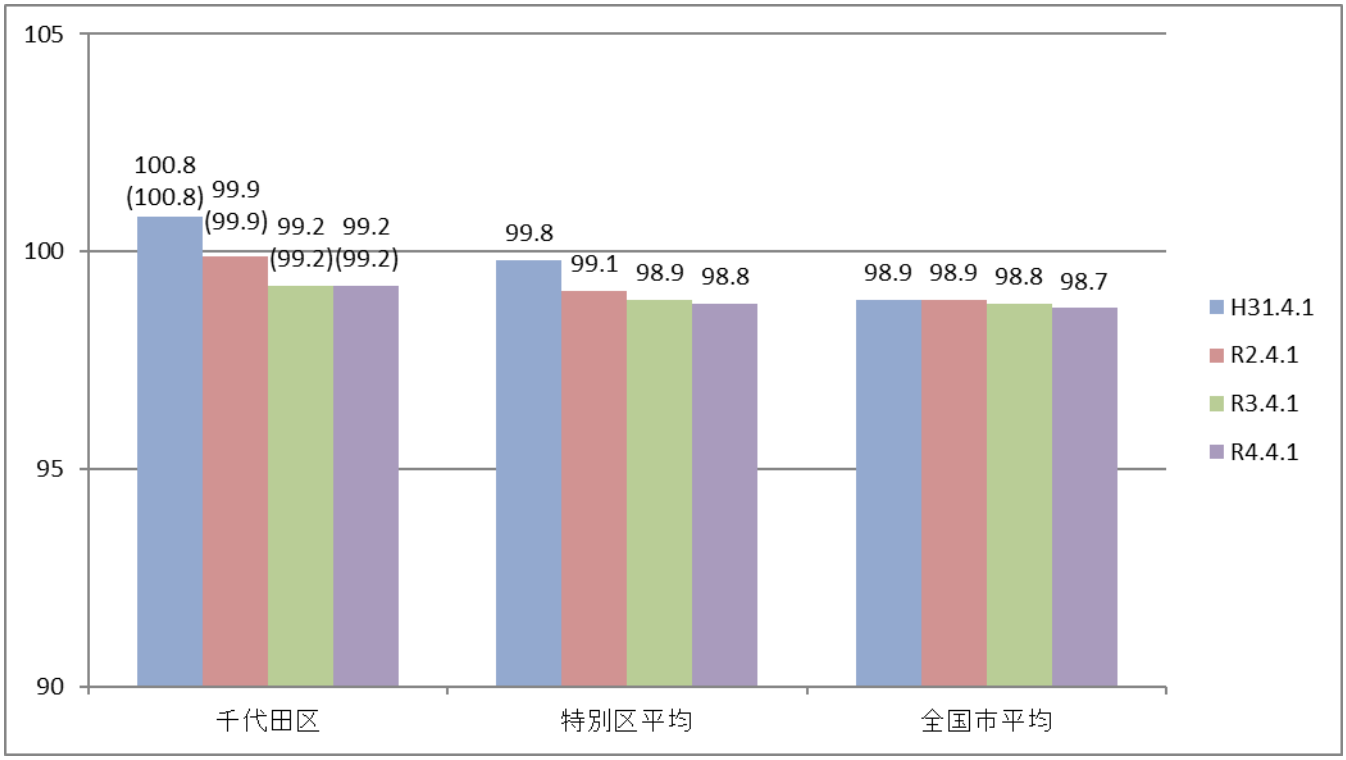

（注）1　ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。

2　（）書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。
（補正前のラスパイレス指数×（１＋当該団体の地域手当支給率）／（１＋国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

3　類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。

(4)　給与改定の状況

①月例給

区　分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A－B	勧告 (改定率)		
４年度	379,408円	378,512円	896円 (0.24%)	0.24%	0.24%	0.3%

（注）「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の４月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

②特別給（期末・勤勉手当）

区　分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の支給 割合　　A	公務員の 支給月数 B	較差 A－B	勧告 (改定月数)		
４年度	4.56月	4.45月	△0.11月	0.10月	4.55月	4.40月

（注）「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5)　給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均２％の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

［ 実施 　未実施］

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成２７年４月１日
（内容）行政職給料表（一）について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.8%引き下げ。他の給料表については、行政職給料表（一）との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準20％に対し、千代田区においても20％を支給。

（実施時期）平成２７年４月１日より実施。

（参考）

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合	平成30年度の支給割合	令和元年度の支給割合	令和２年度の支給割合	令和３年度の支給割合	令和4年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後							
国基準による支給割合	18％	18％	18.5％	20％	20％	20％	20％	20％	20％	20％
千代田区の支給割合	18％	20％	20％	20％	20％	20％	20％	20％	20％	20％

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年４月１日実施）

２　職員の平均給与月額、初任給等の状況

（1）

職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和４年４月１日現在）

①一般行政職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額（国比較ベース）
千代田区	39.8歳	292,782円	417,289円	370,686円
東京都	42.3歳	316,417円	453,549円	398,484円
国	42.7歳	323,711円	―	405,049円
特別区平均	40.3歳	297,359円	420,048円	373,825円

②技能労務職

区分	公務員					民間			参考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額(国ベース)	対応する民間の類似職種	平均年齢	平均給与月額(B)	A/B
千代田区	48.4歳	93人	264,319円	358,994円	326,692円	―	―	―	―
うち清掃	47.1歳	74人	263,903円	360,588円	327,602円	廃棄物処理業従業員	47.0歳	306,000円	1.18
うち用務	58.4歳	9人	288,378円	364,772円	347,653円	用務員	49.1歳	236,600円	1.47

東京都	50.4歳	1,275人	288,149円	388,154円	356,026円	－	－	－	－
国	51.1歳	2,114人	286,570円	－	328,416円	－	－	－	－
特別区平均	53.4歳	246人	291,298円	392,684円	358,327円	－	－	－	－

		参考		
		年収ベース（試算値）の比較		
		公務員（C）	民間（D）	C/D
千代田区				
	うち清掃	5,707,692円	4,266,500円	1.34
	うち用務	5,916,403円	3,187,900円	1.86

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用します。（平成31年～令和３年の３ヵ年平均）

※ 民間の用務員、廃棄物処理場従業は、都道府県別データが公表されていないため、全国平均値を掲載しています。

※ 技能労務職の職種と民間の職種等比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点おいて完全一致しるものではありません。

※ 年収ベースの「公務員（ C）」及び「民間（ D）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 12 倍したものに、公務員おいては前年度に支給された期末 ・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

③教育職

区　分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
千代田区	36.9歳	319,815円	428,601円
東京都	40.1歳	337,226円	434,470円
特別区平均	37.8歳	325,980円	437,056円

（注）１　「平均給料月額」とは、令和４年４月１日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

２　「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出しています。

（2） 職員の初任給の状況（令和４年４月１日現在）

区　　分		千代田区	東京都	国
一般行政職	大 学 卒	183,700円	183,700円	182,200円
	高 校 卒	147,100円	145,600円	150,600円
技能労務職	高 校 卒	143,700円	143,000円	－
教　育　職	大 学 卒	194,800円	197,300円	－
	短 大 卒	177,700円	149,000円	－

※　千代田区の技能労務職の初任給は、清掃作業の職務に従事する職員の初任給を掲載しています。

（3） 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和４年４月１日現在）

区　　分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	268,855円	398,875円	405,500円	431,247円
	高 校 卒	220,000円	335,920円	361,533円	389,220円
技能労務職	高 校 卒	204,200円	該当者なし	302,933円	316,967円

３　一般行政職の級別職員数等の状況

（1）　一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和４年４月１日現在）

区分	基準となる職務	職員数	構成比	1号給（初号）の 給料月額	最高号給の給料月額
1級	係員の職務	362人	46.2%	142,500円	321,900円
2級	主任の職務	150人	19.1%	196,700円	355,500円
3級	係長、担当係長又は主査の職務	134人	17.1%	226,600円	404,400円
4級	課長補佐の職務	69人	8.8%	253,100円	426,300円
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	51人	6.5%	283,900円	452,100円
6級	部長、担当部長又は参事の職務	18人	2.3%	368,900円	512,600円

（注）１　千代田区の「職員の給与に関する条例」に基づく給料表の級区分による職員（再任用短時間勤務職員を除く）数です。
２　構成比は、端数処理の関係で合計が 100%にならない場合があります。

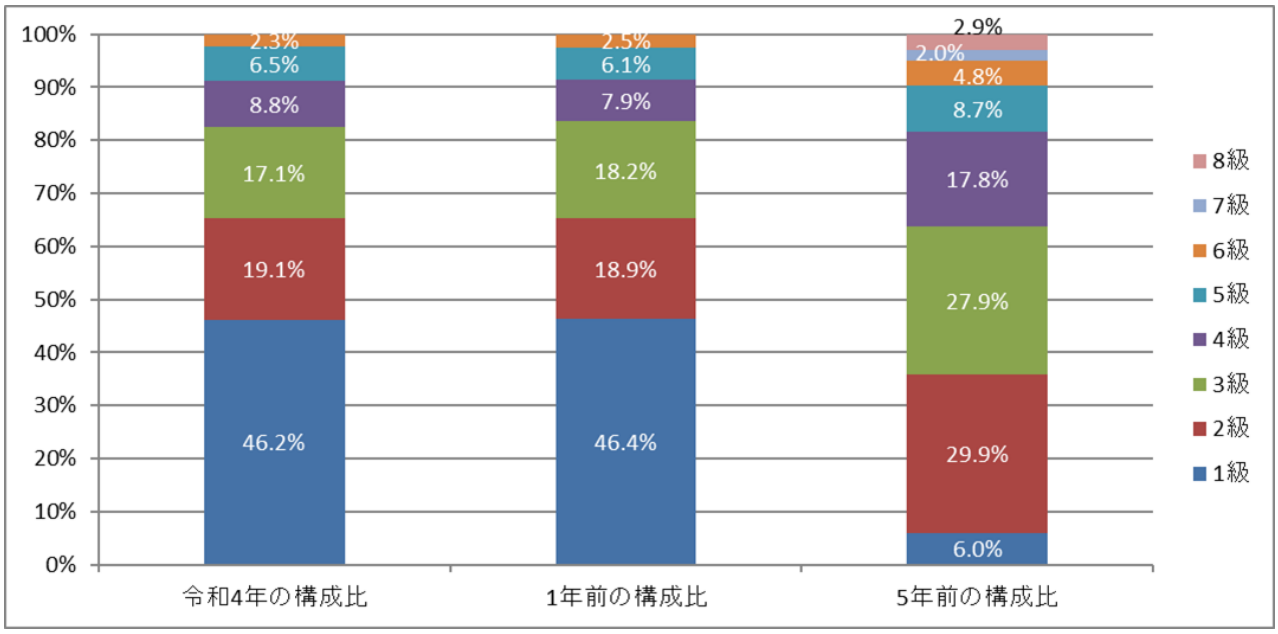

（注）平成30年度に８級制から６級制に変更（旧給料表の１級から３級の再編、６級及び７級の統合）しています。

（2）　国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和４年４月１日現在）

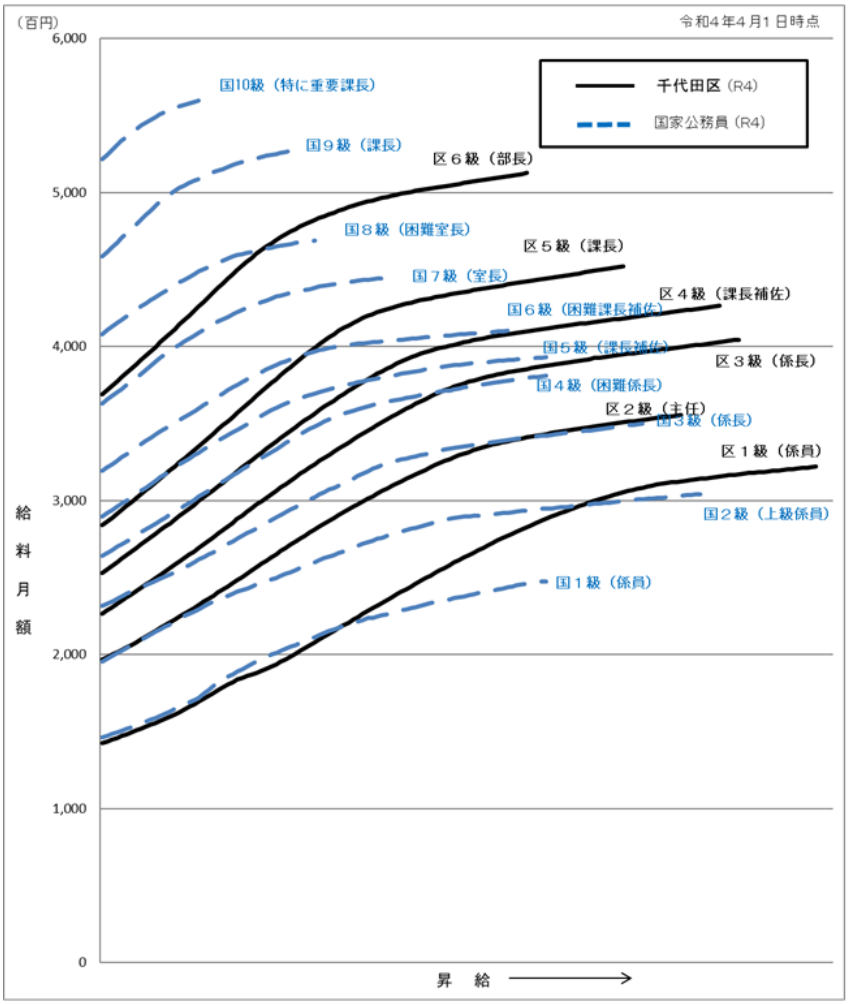

(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分		○		
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4　職員の手当の状況

(1)　期末手当・勤勉手当

千代田区	東京都	国
1人当たりの平均支給額（３年度） 1,610千円	1人当たりの平均支給額（３年度） 1,788千円	－
（３年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40　月分　2.05　月分 （1.35）月分　（1.00）月分	（３年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.40　月分　2.05　月分 （1.35）月分　（1.00）月分	（３年度支給割合） 期末手当　勤勉手当 2.55　月分　1.90　月分 （1.45）月分　（0.90）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 有

（注）（　）内は、再任用職員にかかる支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和４年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○

上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．　人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2)　退職手当（令和４年４月１日現在）

千代田区			国		
（支給率）	自己都合	勧奨・定年	（支給率）	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	18.00月分	24.55月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月
勤続25年	28.00月分	32.95月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.75月分	47.70月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	39.75月分	47.70月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2～20％加算）			定年前早期退職特例措置（2～45％加算）		
1人当たりの平均支給額					
	1,419千円	21,454千円			

（注）　退職手当の１人当たり平均支給額は、令和３年度に退職した職員に支給された平均額です。

(3)　地域手当（令和４年４月１日現在）

支給実績（令和３年度決算）			822,612千円
支給職員１人当たり平均支給年額（○年度決算）			693,018円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
千代田区	20%	1,187人	20%

(4)　特殊勤務手当（令和４年４月１日現在）

支給実績（令和３年度決算）	14,370千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	95,803円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和３年度）	12.61%
手当の種類（手当数）	6　手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（令和3年度決算）	左記職員に対する支給単価
特定危険現場業務手当	施設経営課、建築指導課	昇降機の検査	２千円	日額　460円
		建設現場における足場の不安定な箇所での工事監督又は検査業務	２千円	地上10ｍ以上30ｍ未満 日額　320円 地上30ｍ以上

				日額　440円
福祉業務手当	生活支援課、在宅支援課	生活保護法又は老人福祉法に定める業務を行うため家庭等を訪問したとき	9千円	日額　500円
	児童相談所	児童福祉法に定める児童の一時保護業務	0千円	日額　1,470円
	児童相談所	児童福祉法に定める児童相談所の業務（一時保護業務除く）を行うため家庭訪問、指導、相談等の業務をしたとき	0千円	日額　490円
防疫等業務手当	保健所	Ⅰ類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症の患者等の接触業務	0千円	日額　720円
		Ⅱ類感染症又は指定感染症の患者等の接触業務	0千円	日額　320円
		結核患者の接触業務	180円	日額　180円
		新型コロナウイルス感染症にかかる業務	710千円	日額　3,000円
有毒薬物等取扱手当	保健所	法令に定める有害薬物・毒物による試験、検査等	63千円	日額　240円
清掃業務手当	清掃事務所	廃棄物の直接処理等	10,742千円	日額　700円
教育特殊業務手当	幼稚園の教諭	非常災害時等の緊急業務	0千円	日額　3,000円～6,400円

（注）支給実績額（14,370千円）には、「千代田区立九段中等教育学校教育職員の給与等に関する条例」の規定により、「学校職員の特殊勤務手当に関する条例」の適用を受ける職員の例により支給された教員特殊業務手当の額（2,844千円）が含まれています。

（内訳）　・修学旅行等指導業務　36千円
　　・対外運動競技等　255千円
　　・部活動指導　2,553千円

(5)　時間外勤務手当

支給実績（令和２年度決算）	321,053 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和２年度決算）	317 千円
支給実績（令和３年度決算）	388,048 千円
職員１人当たり平均支給年額（令和３年度決算）	378 千円

（注）職員１人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の４月１日現在の総職員数（管理職員・教育職員等、制度上時間外手当の支給対象とはならない職員を除く）であり、再任用短時間勤務職員を含みます。

(6)　その他の手当（令和４年４月１日現在）

手当名	内容及び支給単価		国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和3年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)
扶養手当	配偶者	6,000円	異なる	6,500円	56,716 千円	180,624 円
	子	9,000円		10,000円		
	父母等	6,000円		6,500円		
	16歳から22歳までの子	4,000円加算		5,000円加算		
住居手当	世帯主である職員で、自ら居住するため住宅を借り受け、家賃月額27,000円以上を支払っている職員に支給 ・月額　8,300円 年齢により加算あり 26歳以下　18,700円 27歳以上31歳以下　9,300円		異なる	家賃負担者に対し最大28,000円	54,775 千円	177,840 円
通勤手当	交通機関、交通用具等を利用して通勤する職員に対し通勤に要する経費を補助するため支給 ・交通機関利用者支給限度額 1月当たり　55,000円 ・交通用具使用者の支給額 一般　2,600円～13,000円 不便公署　2,600円～20,400円 身障者等　3,900円～24,900円		異なる	・交通機関利用者支給限度額 1月当たり 55,000円 ・交通用具使用者の支給額 2,000円～31,600円	177,965 千円	160,764 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 64,700円～127,600円		異なる	支給金額 46,300円～130,300円	93,775 千円	1,116,363 円
初任給調整手当	専門的知識が必要で、採用困難な職に採用される者に対し、一定の期間支給(区では医師、歯科医師に支給) 支給の期間に応じ118,000円～268,500円		異なる	地域に応じ414,800円以内	3,374 千円	1,686,750 円
夜勤手当	正規の勤務時間が深夜に割り振られた場合に支給 ・1時間単価の25/100の額		同じ	－	257 千円	51,351 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外に宿直又は日直勤		異なる	内容に応じ	2,431 千	42,653 円

	務をした場合に支給 ・通常の日から始まる場合 ５時間以上8,600円 ５時間未満4,300円 ・年末年始の日から始まる場合 ５時間以上10,900円 ５時間未満5,450円		4,400円～ 21,000円	円	
管理職員特別勤務手当	管理職員が、災害への対処その他の臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により、週休日等又は週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間（正規の勤務時間以外の時間に限る。）に勤務した場合に支給 ・部長級　12,000円 （6時間を超える勤務）18,000円 週休日等以外　6,000円 ・課長級　10,000円 （6時間を超える勤務）15,000円 週休日等以外　5,000円	異なる	・週休日等 6,000円～ 18,000円 （6時間を超える勤務 9,000円～ 27,000円 ） ・週休日以外 3,000円～ 6,000円	1,597 千円	59,148 円
単身赴任手当	公署を異にする異動により転居し、配偶者と別居、単身生活する場合に支給 ・基礎額　30,000円 ・加算額　6,000円～14,000円	異なる	30,000円 ～100,000 円	360 千円	360,000 円
義務教育等教員特別手当	義務教育等の教育職員について、人材の確保、学校教育の水準の維持向上を図るために支給 職務の級・号により1,120円～4,150円	－	－	4,362 千円	43,191 円

５　特別職の報酬等の状況（令和４年４月１日現在）

区分		給料月額等
給料	区長 副区長 教育長	1,286,000円 1,027,000円 909,000円
報酬	議長 副議長 議員	925,000円 809,000円 618,000円
期末手当	区長 副区長 教育長	（令和３年度支給割合） 3.80月分
	議長 副議長	（令和３年度支給割合） 3.80月分

	議員	
退職手当		(算定方式)　(1期の手当額)　(支給時期)
	区長	1,286千円×在職年数×470/100　24,177千円　任期毎
	副区長	1,027千円×在職年数×290/100　11,913千円　任期毎
	教育長	909千円×在職年数×220/100　5,999千円　任期毎

（注）1　区長・副区長に対する地域手当は平成22年1月1日より廃止し、相当額を給料に含めて支給しています。

2　退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（区長及び副区長は4年＝48月、教育長は3年＝36月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

6　職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区分			職員数(人) 令和3年	職員数(人) 令和4年	増減(人)	減員(人)	増員(人)	主な増減理由
	一般行政部門	議会	13	13	0	0	0	
		総務	255 (4)	257 (4)	2	13	15	オリパラ事業の終了等による減、デジタル化推進、システムリプレース対応のための増など
		税務	36 (1)	36 (1)	0	0	0	
		民生	284 (3)	287 (4)	3	7	10	退職に伴う欠員等による減、引きこもり問題への対応のための増など
		衛生	210 (7)	225 (9)	15	3	18	退職に伴う欠員等による減、新型コロナウイルス対応のための増など
		商工	10	13	3	0	3	スタートアップ支援のための増など
		土木	135 (4)	138 (1)	3	3	6	過員解消等による減、建築・構造審査業務量増、公共施設改修工事対応のための増など
		小計	943 (19)	969 (19)	26	26	52	〈参考〉人口1万人当たりの職員数144.52人（類似団体の人口1万人当たりの職員数57.68人）
	教育		180 (3)	186 (3)	6	1	7	欠員不補充等による減、子どもの権利推進、特別支援学級の増加対応のための増など
	小計		1,123 (22)	1,155 (22)	32	27	59	〈参考〉人口1万人当たりの職員数172.26人（類似団体の人口1万人当たりの職員数63.84人）
公営企業等会計部門	国保事業		14	16	2	0	2	欠員補充による増
	老人医療		4	4	0	0	0	
	介護保険		22	22	0	0	0	
	小計		40	42	2	0	2	

合　計	1,163 (22) 〔1,320〕	1,197 (22) 〔1,320〕	34	27	61	<参考>人口１万人当たりの職員数178.53人

（注）１　（　）は短時間勤務再任用職員で外書きです。

２　〔　〕は条例定数の合計です。

３　職員数には、公益的法人等派遣職員を含み、他の地方公共団体へ派遣中の職員（被災地派遣の職員は除く）、研修受入職員、短時間勤務再任用職員、臨時・非常勤職員を含みません。

（2） 年齢別職員構成の状況（令和４年４月１日現在）

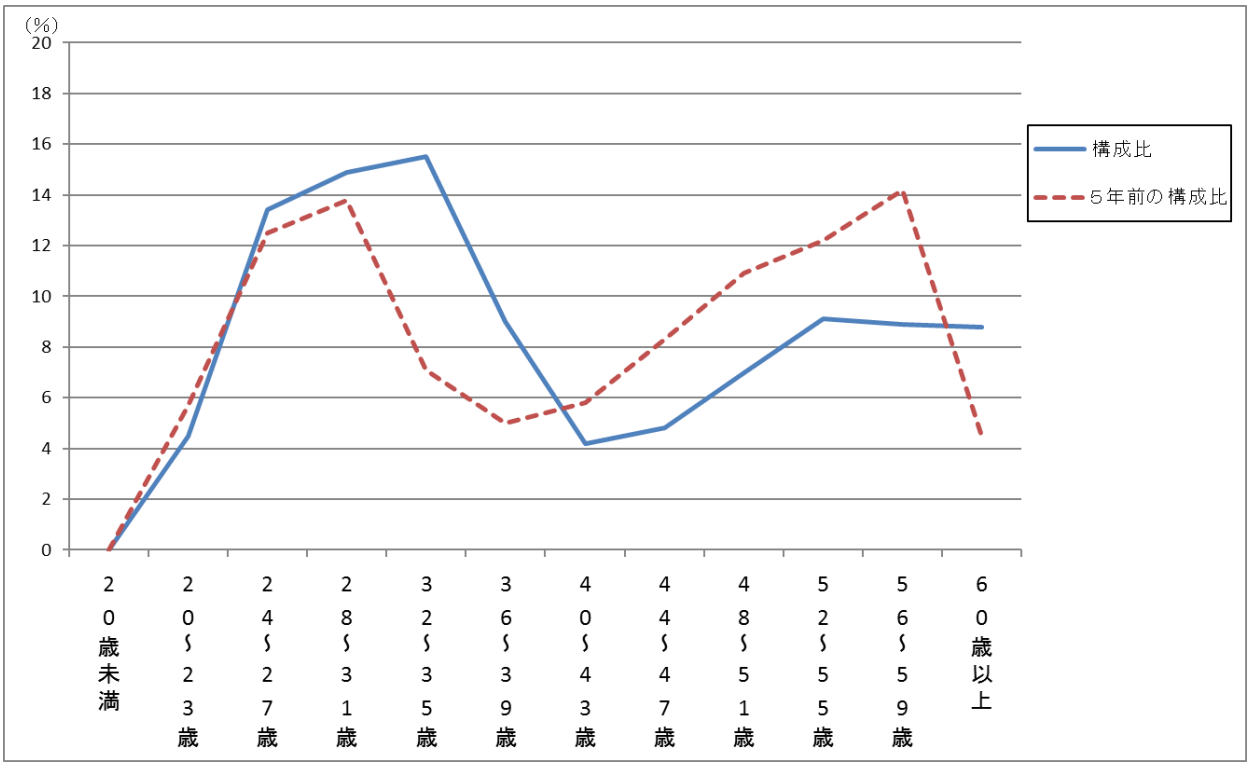

区　分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	人 0	人 54	人 160	人 178	人 185	人 108	人 50	人 57	人 84	人 109	人 107	人 105	人 1,197

（3） 職員数の推移

（単位：人・％）

部門別＼年　度	平成29年	平成30年	平成31年	令和２年	令和３年	令和４年	過去５年間の増減数（率）
一般行政	877	889	900	937	943	969	92(10.49%)
教育	173	172	175	177	180	186	13(7.51%)
普通会計	1,050	1,061	1,075	1,114	1,123	1,155	105(10.00%)
公営企業等会計計	42	42	41	40	40	42	0(0.0%)
総合計	1,092	1,103	1,116	1,154	1,163	1,197	105(9.62%)

（注）１　各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

２　合併した団体にあっては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。